

○ 柏市建設工事総合評価落札方式実施要領

制定 平成20年8月15日

施行 平成20年8月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかの工事（以下「対象工事」という。）とする。

(1) 本店が柏市内にある業者を対象とする案件のうち、予定価格が1,000万円以上の建設工事であって、工事の品質を確保するため、入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの

(2) その他市長が必要と認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たり、施行令第167条の10の2第4項に規定する学識経験者として柏市建設工事総合評価員（以下「評価員」という。）を置き、当該評価員から、あらかじめ次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに係る意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき 当該基準の策定及び落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性の有無

(2) 前号において、改めて意見を聴く必要があるとされたとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利と認められるものの決定

(評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価値は、入札者の施工能力及び配置予定技術者の施工能力を勘案し、次に掲げる計算式により算出するものとする。

$$[(標準点 + 加算点) \div 入札金額] \times 10,000,000$$

※ 標準点：100点

加算点：別途定める評価項目のとおりとする。

(落札者の決定方法)

第5条 総合評価落札方式による落札者は、評価値の最も高い者(評価値の最も高い者が2以上あるときは、くじにより決定する者)とする。

2 評価値の最も高い者が入札した金額が、柏市低入札価格調査会要領(平成7年12月15日制定。以下「調査会要領」という。)第3条第2項各号に規定する額(以下「低入札価格調査基準額」という。)を下回った場合(ただし、当該入札をした金額が柏市契約事務取扱要領第13条の5に規定する低入札価格調査失格基準額を下回った場合を除く。)にあつては、調査会要領に基づき低入札価格調査会に諮り、落札者の可否を決定するものとする。

3 評価値の最も高い者が2以上ある場合であつて、そのいずれもが入札した金額が低入札価格調査基準額を下回ったとき(ただし、当該入札をした金額が柏市契約事務取扱要領第13条の5に規定する低入札価格調査失格基準額を下回った場合を除く。)は、調査会要領に基づき低入札価格調査会に諮り、落札者の可否を決定するものとする。この場合において、落札者として適する者が2以上あるときは、くじにより当該落札者を決定するものとする。

(評価員の委嘱等)

第6条 評価員は、学識経験を有し、公正で中立的な立場から客観的に意見を述べることができると認められる者から市長が委嘱する。

2 評価員の人数は、2人以上とする。

3 評価員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価員の職務)

第7条 評価員は、第3条に掲げる意見を述べるものとする。

(評価員の報酬)

第8条 委員の報償の額は、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例に基づき、1回当たりの意見の聴取につき、8,000円とする。

(庶務)

第9条 評価員からの意見の聴取及び当該聴取に係る庶務は、財政部契約課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、平成21年10月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。